

長期計画専門部会の設置について

4 6. 6. 1 7

原子力委員会

1. 設置の理由

原子力開発利用長期計画（昭和42年4月13日原委決定）の改訂に関する事項の調査、審議を行なうため、「原子力開発利用長期計画改訂について」（昭和46年3月11日原委決定）に従い、原子力委員会に長期計画専門部会を設置する。

2. 審議事項

「原子力開発利用長期計画改訂の基本方針」（昭和46年6月17日原委決定）に基づき同計画改訂に関する事項の調査、審議を行なう。

3. 審議方法

長期計画改訂作業の円滑化を期するため、分科会を設置し、必要に応じて各分科会が合同して審議を行なうことができるものとする。

4. 構成員

委員会が指名する参与および専門委員をもつて構成する。

なお、各種資料の収集、整理等を行なわせるため、調査員を置くことができるものとし、調査員は原子力委員会が委嘱するものとする。

5. 審議の期間

昭和46年10月末までに審議を終えることを目的とする。